

〇一関工業高等専門学校国際交流委員会規則

(平成25年3月29日制定)

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に国際交流委員会を置く。

(目的)

第2条 国際交流委員会（以下「委員会」という。）は、学生及び教職員の国際交流を促進し、外国の教育機関等との教育・研究交流及び留学生に係る企画、立案及び実施を行うことを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は教授又は准教授をもって充て、校長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 副委員長は教員をもって充て、校長が任命し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長の指名した副委員長がその職務を行う。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 委員長
- 二 副委員長 2名
- 三 教務主事補 1名
- 四 寮務主事補 1名
- 五 留学生指導教員
- 六 校長が指名する教員 若干名
- 七 総務課長
- 八 学生課長

- 2 第1項第六号及び第七号の委員は、校長が指名し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第1項第一号、第二号、第六号及び第七号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 委員会は次に掲げる事項を審議及び実施する。

- 一 外国の教育機関等との国際交流の協定に関する事
- 二 外国の教育機関等への学生及び教職員の派遣に関する事
- 三 外国の教育機関等からの学生及び教職員の受け入れに関する事
- 四 留学生の学習指導に関する事

五 留学生の生活指導に関すること

六 その他国際交流及び留学生に関すること

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。ただし、学生の国際交流については学生課において処理する。

附 則

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校国際交流室規則（平成24年3月10日制定）及び一関工業高等専門学校教務委員会外国人留学生指導部会規則（平成20年3月31日制定）は廃止する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。